

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

多様なヒトの流れを活用した東川町生涯活躍のまち構築計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道上川郡東川町

3 地域再生計画の区域

北海道上川郡東川町の全域

4 地域再生計画の目標

本町は写真によるまちづくりを進めているほか、大雪山等の自然景観、旭川家具生産による家具デザイン、国内初となる公立日本語学校設立による多国籍言語など多様な文化・資源が蓄積されている。本町では、地方創生交付金（先行型タイプⅠ）、地方創生加速化交付金により、これら地域資源を活用した多様なヒトの流れを生み出す田園ハブ機能の創出に取り組んできたが、本計画は、これらをさらに深化拡充させるとともに、幅広い年代の人の流れを相互に結びつけることで、誰もがいつまでも安心して生活できる生涯活躍のまちを構築することを目的とする。

本町にはさまざまな知識や経験を持つアクティブシニア層の移住希望が多く寄せられている。一方で、人口の維持・減少緩和を図るためには、若者のしごとづくりが課題となっている。本町を始めとする上川地域は技術力の高い旭川家具の産地となっているが、ヨーロッパ家具の影響によるデザイン性と質の高い家具需要からデザイン知識を有する人材確保が課題となっている。また、比較的厳しい労働環境から介護福祉労働力が不足傾向にあり、誰もがいつまでも安心して生活できる環境づくりが課題となっている。

【数値目標】

| | 平成29年 3月末 | 平成30年 3月末 | 平成31年 3月末 | 平成32年 3月末 | 平成33年 3月末 |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 住民基本台帳人口 | 8,042人 | 8,051人 | 8,059人 | 8,067人 | 8,075人 |
| 町内企業等就労者数 | 2,847人 | 2,852人 | 2,856人 | 2,860人 | 2,864人 |
| 年間入込数 | 100.6万人 | 101.7万人 | 102.8万人 | 104.0万人 | 105.1万人 |

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本事業は、地方創生交付金（先行型・タイプI）、地方創生加速化交付金により生まれたヒトの流れを活用し、さまざまな知識と経験を持つ都市部のアクティブシニア層の取り込みを促進するとともに、誰もが安心して活躍できる生涯活躍のまちの構築を図ろうとするもの。また、活力あるまちづくりの土台として地域内産品やサービスの消費拡大を図ることにより経済の好循環を発現させるため、さらなるヒトの流れを創出する。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

5-2-1 地方創生推進交付金【A3007】

(1) 事業主体

北海道上川郡東川町

(2) 事業の名称及び内容：循環型生涯活躍のまちづくり推進事業

デザイン性及び質の高いヨーロッパ家具アーカイブスを構築するとともに、都市部の洗練されたデザイン知識や経験を有するアクティブシニア層をとりこんだデザインスクールの実施により、高齢者の活躍の場を創出するとともに、旭川家具との融合による新しいデザインの創造・発信と家具業界への人材供給、商品価値の向上を図る。また、本町の芸術文化の取り組み紹介を中心とした映像作品を製作し広く発信するなど、創作活動に関する受入を拡大し、若者のスキルアップとアクティブシニア層の知識、経験を活用した活躍の場の創出に繋げる。更に日本語学校と町内の福祉専門学校等と連携し、若者の中長期滞在を確保するとともに、EPA加盟国を中心とした受入拡大を図り、社会福祉資格取得を推進することで、不足する介護福祉労働力の確保供給を図り高齢者が安心して生活できる環境を創出する。このほか、大雪山に興味を持つ若者を中心に、自然環境を活用した住民の健康プログラム提供を図る仕組みをつくり、高齢者の健康促進を図ると同時に、若者の働く機会を創出し将来的には大雪山のガイドとして自立を促す。

(3) 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

- ・民間等に蓄積された専門知識やノウハウと行政サービスを融合し、アクティブシニア層の流入拡大をはじめとする新たなヒトの流れを生み出す。東川町が文化芸術交流センターを核施設に、日本語学校や家具デザインスクール等

により文化芸術活動を行う者に活動や展示、学習の場を提供するとともに、アクティブシニア層の活躍の場を創出する。また、旭川福祉専門学校や旭川家具協同組合が、自ら持つ知見やノウハウ、ネットワークを通じて、文化芸術活動を行う者の教育的支援を行う。このほか、北央しんくみ東川支店が、金融窓口として、企業版ふるさと納税への受付支援を行うとともに、活動者に必要な融資を行うことで文化芸術活動の円滑な実施や起業化を促し、ヒトの流れや取り組みの持続性を創出する。

【地域間連携】

- ・近隣市町村がもつ地域資源やネットワークを相互に活用し、情報発信を行うことで、本町で育成した人材の受け皿として、圏域全体に効果を波及させ、更なるヒトの流れを創出する。旭川家具の主要産地の一つであるとともに、同様に介護福祉労働者の不足が課題となっている旭川市及び東神楽町と連携し、育成人材の受け皿として圏域への効果波及を発生させるとともに相互にヒトの流れを創出する。また、写真甲子園の共催等芸術文化活動に係る受入が盛んである美瑛町及び上富良野町と連携し、人材の相互受け入れを行うことで、若者の活動機会の場を増加させ、より質の高い人材育成を図るなど取り組みの相互補完を行う。

【政策間連携】

- ・アクティブシニア層の流入拡大により、人口の維持・減少緩和が図られるだけでなく、ヒトの流れと地域資源・特性を利用した人材育成が図られ、若年層のしごとづくり、地域内消費の拡大による地域内課題の解決連鎖が図られる。また域外への効果を伝播により圏域全体の地方創生が図られる。地域資源を活用した人材育成事業を展開により、需要のある労働力の確保により地域内産業の拡大が図られ、更なるしごとづくりにつながるほか、本町に多様なヒトの流れを生み出し、循環する中長期滞在者の確保により人口の維持、減少緩和に寄与する。育成人材の活用により、地域内産品の高品質化やブランド化が図られるとともに、生まれたヒトの流れを活用した地域産品の域外伝播により、地域内産品やサービスの消費拡大を図り、地域産業の育成と地域経済の好循環の創出に寄与する。「写真、大雪山、家具デザイン、言語」など多様な文化の融合により、新たな文化、地域資源の創造が図られ、国内外への情報発信を通じて、さらなるヒトの流れと新たなしごとの創出など取り組みの好循環が生まれる。

【自立性】

- ・本事業により、事業実施のノウハウを習得した人材を育成していくとともに、デザインスクール、日本語学校受入事業を中心に、芸術文化活動の受け入推進を一体的な事業として構築することで、受講料や会場使用料等により財源確保

を行っていく。

(4) 重要業績指標及びKPI及び目標年月

| | 平成 29 年 3 月末 | 平成 30 年 3 月末 | 平成 31 年 3 月末 | 平成 32 年 3 月末 | 平成 33 年 3 月末 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 住民基本台帳人口 | 8,042 人 | 8,051 人 | 8,059 人 | 8,067 人 | 8,075 人 |
| 町内企業等就労者数 | 2,847 人 | 2,852 人 | 2,856 人 | 2,860 人 | 2,864 人 |
| 年間入込数 | 100.6 万人 | 101.7 万人 | 102.8 万人 | 104.0 万人 | 105.1 万人 |

(5) 評価の方法、時期及び体制

写真文化首都東川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、外部有識者を含めた検証機関を構築し、平成 33 年 5 月に事業評価指標をもって事業の効果を測定する。また、町ホームページにより結果を公表する。

(6) 交付対象事業に要する費用

①法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

・総事業費 991,600 千円

(7) 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成 33 年 3 月 31 日（5 年間）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 独自の取り組みとして行う事業

事業名称：文化芸術交流センター整備事業及び写真文化首都創生館整備事業

事業概要：写真文化首都創造の核施設として、東川町に蓄積された「写真、家具デザイン、大雪山」文化のアーカイブス化と情報発信をはじめ、日本語学校やデザインスクール、地域内外の若者の文化芸術活動、住民の文化活動の拠点となる複合施設として整備し、多様なヒトの流れと文化の融合による新たな文化の創造と国内外に向けた情報発

信を行う。

実施主体：北海道上川郡東川町

補助制度：なし

事業期間：平成 28 年度～平成 30 年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 33 年 3 月 31 日（5 年間）

7 目標の達成に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

写真文化首都東川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、外部有識者を含めた検証機関を構築し評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

平成 33 年 5 月に事業評価指標をもって事業の効果を測定する。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

町ホームページにより結果を平成 33 年 6 月に公表する。